

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	黒田 直樹
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市都島区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年2月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社Kaizen Platform
証券コード	4170
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（グロース市場）

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	黒田 直樹
住所又は本店所在地	大阪府大阪市都島区
事務上の連絡先及び担当者名	黒田 直樹
電話番号	090-3073-9191

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年2月13日
訂正箇所	2026年2月16日付で提出した変更報告書は、株券等保有割合の変動幅が0.94%と1%未満であり、法第27条の25第1項に規定する提出義務が発生していないにもかかわらず、誤って提出したものであるため、当該報告書を撤回いたします。